

虐待防止に関する指針

智太合同会社

放課後等デイサービスはるの樹・はるの樹+

1. 委員会の設置目的

当事業所では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、智太合同会社が運営する「放課後等デイサービス はるの樹・はるの樹+」において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利や利益の擁護を目的とし虐待防止・身体拘束等適正化対策検討委員会を設置しました。

2. 虐待の定義

第2条 「虐待」とは、事業所の職員が児童に対して行う次の行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えるということ。又必要のない身体拘束や行動制限を行うこと。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること、又は児童にわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間放置、その他の職員としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※厚生労働省ホームページ掲載 児童虐待定義

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など ※身体拘束については、「身体拘束禁止に関する指針」参照
性的虐待	子供への性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる ポルノグラフィティの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、 自動車の中に放置する、重い病気なっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

3. 虐待防止対応責任者

第3条 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。
虐待対応責任者は管理者とする。

4. 虐待防止受付担当者

第4条 児童その保護者、関係者等が虐待の報告を行いやすくするため虐待防止受付担当者を置く。
虐待防止受付担当者は管理者が兼任する。

5. 虐待報告等の受付

第5条 虐待防止受付担当者は、児童、その保護者、関係者からの虐待報告を随時受け付ける。また虐待防止受付担当者が不在の場合の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。

2項 虐待防止対応責任者は、虐待内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。

3項 虐待防止対応責任者は、児童、その保護者、関係者に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

6. 虐待への対応

第6条 虐待防止責任者は、前条の虐待報告を受けたときは、障害虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、市町村障害者虐待防止センターに通報を行う。

2項 虐待防止対応責任者は、虐待内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。

3項 虐待防止対応責任者は、児童の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

7. 虐待を受けた児童や家族への対応

第7条 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた児童の安全確保を最優先に行う。

2項 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、児童が安心できる環境づくりを行う。

3項 管理者は、虐待を受けた児童やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明謝罪を行い信頼の回復に努める。

8. 改善に向けた措置

第8条 虐待防止責任者は職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、児童とその保護者と共に協議の場を設ける。

2項 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、児童等に説明する。

9. 虐待防止のための措置

第9条 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。

2項 虐待防止対応責任者は、虐待対応の仕組みや通報先について周知する。

通報先：	(長崎市)	長崎市障害福祉課	電話番号：095-829-1800
	(時津町)	時津町役場 福祉課	電話番号：095-882-2211
	(長与町)	長与町役場 福祉課	電話番号：095-883-1111

10. 虐待対応の記録・報告

第10条 虐待防止受付担当は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。

2項 虐待防止対応責任者は、被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時又は一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。

11. 虐待防止に向けた体制

当事業所では、虐待の防止に向けて虐待防止・身体拘束等適正化対策検討委員会を設置する。

①事業所内での虐待防止に向けて現状把握及び改善についての検討、虐待防止に関する職員への指導

②虐待防止・身体拘束等適正化対策検討委員会の構成員・管理者・担当職員・看護師・保育士・児童指導員・その他の職員

③虐待防止・身体拘束等適正化対策検討委員会は年1回開催し必要な場合は随時開催する。

委員会で協議・検討された結果については、職員会議、会議録の回覧にて職員全員に周知する。

④身体拘束対象児の評価は毎月行う。

12. 虐待防止・身体拘束改善のための職員教育・研修

①定期的な教育・研修の実施・外部研修の参加

②新任者に対する虐待防止研修

③その他必要な教育・研修の実施

④職員のセルフチェック実施

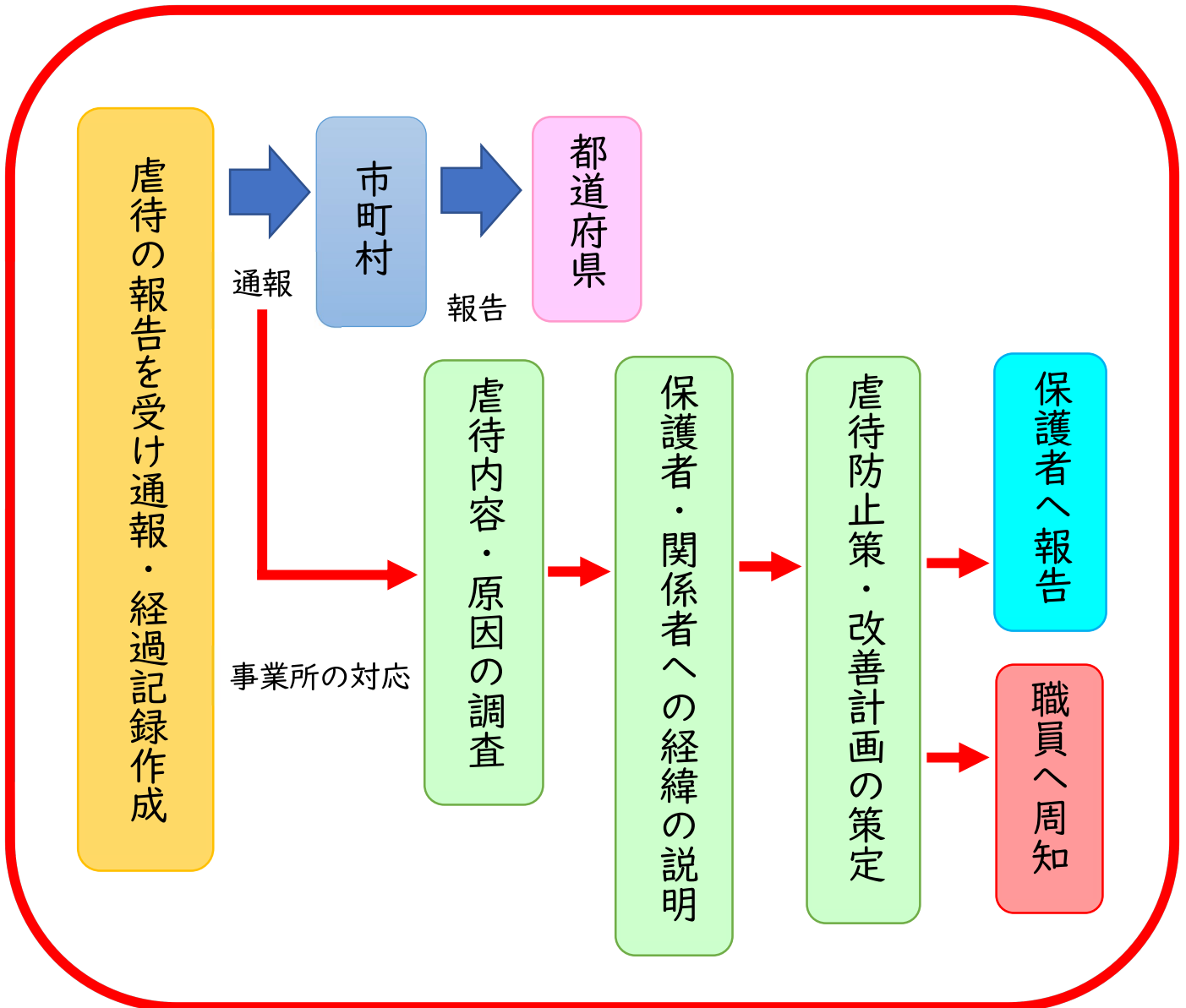
13. 利用者等に対する虐待防止・身体拘束指針の閲覧

この指針は、利用者・家族等に虐待防止・身体拘束の廃止への理解と協力を得るため、積極的な閲覧の推進に努める。

附則 この指針は、令和3年6月1日から施行する。

この指針は 令和5年3月1日から施行する。

虐待報告を受けての対応の流れ



○虐待の通報・発見があった場合は、上記の流れにて対応していきます。

※ご不明な点がございましたら事業所へお問い合わせください。

連絡先

●はるの樹 電話 095-800-2518
携帯 070-2393-2518

●はるの樹ぷらす 電話 095-800-3628
携帯 070-2394-2518